

安全・安心の医療・介護・福祉の確立請願

民生福祉常任委で趣旨採択に

群馬県医療労働組合連合会（出浦匠人中央執行委員長）から12月沼田市議会へ提出されていた「安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める請願書」（紹介議員井之川博幸）は、12月8日、付託されていた民生福祉常任委員会が開催され、日本共産党の大東宣之委員は「採択」を主張しましたが、採決の結果、趣旨採択多数により「趣旨採択」と決定しました。10日の本会議に委員長から報告されます。この請願書の請願項目は以下の通りです。



【請願項目】

1. 安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。
 - ①医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。
 - ②公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。
2. 保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること
3. 社会保障・社会福祉にかかわる国庫負担を増額し、75才以上の窓口負担2倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。

福祉灯油実施を要求・井之川議員

3日に開催された沼田市議会一般質問で井之川博幸議員は、原油の高騰が続く中、低所得世帯や福祉施設を対象に、灯油代を支援する「福祉灯油」の実施を横山市長に強く求めました。しかし、市長は「実施する」とは答えませんでした。これから寒さも一段と厳しくなるなか、安心して暖房を活用できるよう、これからも実施を求めています。県内では渋川市がすでに実施を決め、太田市が前向きに検討しているとのこと。

国では、実施した市町村に特別交付税で1/2の補助をする決定をし、通知しています。



井之川博幸市議

新しい過疎法が施行されました

過疎法は1970年に初めて制定されて以来、議員立法でたびたびの改正と延長を繰り返してきましたが、今回の新しい過疎法の名称は「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」とされました。

現行法では、過疎対策の地域指定は市町村単位となりますが、合併前の地域が該当する場合、一部過疎指定となります。沼田市では、利根町（旧利根村区域）が対象地域となります。

沼田市過疎地域持続的発展計画を策定

事業実施には有利な過疎対策事業債を活用

沼田市は新過疎法に対応する利根町（旧利根村）における「過疎地域持続的発展計画」を策定し、12月議会に提案し、全会一致で可決されました。内容的には、沼田市の第6次総合計画の過疎地域版といえるものです。



計画された事業実施における財政支援として、充当率100%で元利償還金の70%が普通交付税で措置される大変有利な「過疎対策事業債」を活用できます。ただし、総務大臣が各都道府県ごとに同意等予定額の通知を行い、都道府県知事が各市町村に許可をした事業で活用できます。

つまり、毎年全体の予算額は決められているので、何にでも使えるというわけではありません。

過疎対策の固定資産税の特例条例を制定

特別措置法によって、過疎地域における固定資産税を減額するための条件などを定める条例案が提案され、付託されていた民生福祉常任委員会は8日開催され、全会一致で可決されました。

2021年12月12日 No.1043

いのさんニュース

発行所沼田市下久屋町983 ☎23-1519

井之川博幸議員活動地域版 部内資料